平成２５年（フ）第３３３号
静岡県浜松市浜北区根堅1784番地の１　オクトハウス１－２
債務者　高氏　恵子
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
岩手県宮古市崎山第３地割17番地17
債務者　島貫　隆一
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月11日午前９時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第６２００号
東京都港区赤坂４丁目11―23―102
債務者　宮田　友広
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６９号
東京都中野区東中野５丁目29―３
債務者　藤原　章恵
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３８号
東京都世田谷区等々力３丁目30―６―206
債務者　阿部　元起
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１６２号
東京都目黒区大岡山２丁目１―19　サンライズ近藤402
債務者　北川　　昂
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１６３号
東京都杉並区下高井戸３丁目２―８　パークサイドハウスＯＺ201
債務者　澤田　敏幸
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３３号
東京都足立区梅島３丁目38―10―402
債務者　藤本　英二
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３４号
東京都足立区梅島３丁目38―10―402
債務者　藤本　洋子
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７号
静岡県島田市相賀2508番地の70　Ｔハイツ３Ｂ号室
債務者　大石三枝子
１　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０３４号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目３番４号　レジデンス難波宮201号
債務者　渡邉　昌通
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５９号
大阪市西成区南津守２丁目２番２―101号
債務者　森　　拓也
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４５号
栃木県小山市大字雨ケ谷666番地４
破産者　有限会社高匠
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４１８号
さいたま市北区宮原町２丁目90番地４アイネットビル１Ｆ
破産者　株式会社バディー
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
栃木県大田原市住吉町１丁目１番32号
破産者　日本健康産業株式会社
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第９号
新潟県燕市大曲2631番地
破産者　佐藤　　均
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３７３号
愛知県半田市柊町５丁目７番地の３
破産者　ポートショップ合資会社
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部